

定員超過 120%以上の場合の対応について

令和7年9月2日
幼保運営課

施設型給付費・地域型給付費の算定に関する基準等の改正に伴い、2号、3号児の施設における「定員を恒常に超過する場合」の規定に変更がありました。この改正に伴う本市の対応は以下のとおりとなります。

■ 減算要件（令和7年度より変更あり）

直前の連続する2年度間に常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均入所率が120%以上の状態にある施設に適用する。なお、利用定員の見直しが行われた場合、または当該年度における年間平均入所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、調整（＝減算）の適用が無いものとすること。

■ 令和7年度減算適用施設数（令和7年4月分から減算を適用）

- ・民間保育園：2園
- ・認定こども園：6園（2・3号部分への減算適用）

※令和8年度に減算が適用される可能性のある施設（令和6年度が超過）には、一斉入所前に事前周知を行う予定です。

■ 減算解除について

- ・減算の解除にあたっては定員変更によることを、本市の基本的なスタンスとする。
- ・利用定員の変更を行わない場合は、1号から2号への認定変更を含む新規入所を停止する。
年間平均入所率が120%未満になると判断した場合は、「年間平均入所率が120%未満となった月」に遡り減算調整を解除する。（ただし、年度末において、年間平均入所率が120%以上となる場合は再度減算を適用する）
- ・減算解除後～当該年度末までの期間については、120%未満の入所率を維持するため、許容できる入所可能児童数を整理のうえで、年間平均入所率が120%未満に収まると想定される範囲内の新規入所は可能とする。
- ・減算対象の年度中に年間平均入所率が120%未満を下回ることが困難な場合は、次年度4月時点の入所率が120%未満となるよう、一斉入所時に必要な調整等を行う。

定員超過に係る取扱いに係る通知文について

各園あてに発出している通知文については、以下のとおり見直しを実施する。※別紙参照

■ 見直し事項

- ・公定価格減算要件との整合を図るため、受入児童数の上限を「120%以下」から「120%未満」へ見直す
- ・認定こども園宛ての通知文において、入所率の確認は1号と2・3号を別々に算定するよう記載を見直す
- ・認定こども園における受入児童数の上限について「2・3号の利用定員が20人以下の園は、150%を超過した場合」としている例外規定は廃止する。
- ・市依頼に基づく「きょうだい児や要保護児童」の今後の取扱いについては、きょうだい児の入所及び要保護児童の入所をもって入所率が120%を超過するがないように（＝120%未満で）調整するものとする。
ただし、要保護児童等についてやむを得ない特段の事情がある場合は、対応する可能性もある。

■ 受入数上限の適用単位について

年間単位の基準とすることで、入所需要に柔軟に対応できることは認識しているが、現状（月単位）の運用下においても入所率120%を超過している園が一定数あることから、超過園数が増える可能性のある年間単位への移行時期は、今後の入所状況によって判断するものとし、当面の間は、現行の月単位での運用を継続したい。

■ その他

- ・年間平均入所率が、120%ちょうどの園についても減算対象とする。
- ・認定こども園における2・3号の利用定員が20人以下の園で、受入上限を150%としている場合も減算対象とする。

■ 適用開始日

令和7年9月1日（10月分の入所から適用開始）